# 広さばえ 臨時号 令和2年5月8日発行

チケットの販売

食べたくなったら

# 新型コロナウイルス感染症に関する 支援等についてお知らせします。



**2** 53-2230

それぞれの詳しい内容や申請方法などは、市ホームページでご確認ください。

〒 916-8666 西山町 13-1				それぞれの詳しい内容や申請方法などは、市ホームページでご確認ください。			
	対象者	名称	支援内容	詳細	問合先		
<b>給付等</b>	すべての 皆さんに	特別定額給付金 (国事業)	一人当たり <b>10</b> 万円	■申請が必要です。申請書は郵送されます。※オンライン申請は受付中です。 令和2年4月27日時点で鯖江市に住民票があるすべての人に対して支給されます。 5月13日頃から順次、各世帯に申請書が届きます。詳しくは、申請書をご確認ください。 ※郵便局に転居届を提出している場合は、住民登録の住所とは異なる住所に届く場合があります。 申請者 対象者が属する世帯の世帯主 申請方法 郵送申請またはオンライン申請 ※原則、窓口での受付は行いません 申請締切 8月12日(水) 給付時期 申請受理後、約2週間程度で、指定の口座に振り込みます。 (5月14日支給開始。その後は、毎週月・木曜日に給付します。)	5月13日〜8月12日 専用ダイヤル <b>☎</b> 53-0141		
		上水道基本料金の 無償化 (市事業)	上水道 基本料金 <b>免除</b>	□申請は不要です。 市内すべての水道使用者の7月から12月までの上水道の基本料金を免除します。 ※基本料金を上回った分の使用料金は加算されますので、ご了承ください。  水道メーター口径 1期(2カ月)免除額 3期(6カ月)分免除額 13、20 mm(一般的な家庭の口径) 1,300円 3,900円 ※その他の基本料金については、市ホームページでご確認ください。			
	子育て世帯	子ども子育て 応援給付金 (市事業)	(0~2歳) (高校1~3年) <b>2</b> 万円 (3歳~中学3年) <b>1</b> 万円	~3年    一 <b>申請は不要です。たたし、保護者が公務員の人や、高校2・3年生の保護者は申請が必要です。</b>			
		臨時特別給付金 (国事業)	児童一人当たり <b>1</b> 万円	今和2年6日25日(予定)に旧竜壬半の口座に振り込みます			
		給食費の 無償化 (市事業)	<sup>令和 2 年度</sup> 給食費 無償	給食費			
	大学生等	大学生等応援 給付金 (市事業)	学生一人当たり <b>1</b> 万円	■申請が必要です。 学校休校などで生活に影響を受けている市内在住または実家が市内にある大学生・専門学校生等(18 ~ 25 歳)に応援金を給付します。詳しくは、5月13日から郵送予定の特別定額給付金申請書に同封する案内チラシまたは市ホームページをご確認ください。	5月13日~7月31日 専用ダイヤル ☎53-0141		
	妊婦	除菌シート配布 (市事業)	除菌シート <b>2</b> 個	□ <b>申請は不要です。</b> 市内在住の妊婦さんに除菌シートを配布します。 配布方法 母子健康手帳交付時に併せて配布。母子健康手帳を交付済みの人には順次発送します。	健康づくり課 <b>☎</b> 52-1138		
	障がいがある人	障がい者応援 給付金 (市事業)	対象者一人当たり <b>1</b> 万円 在宅の重複障がい者 加算 <b>1</b> 万円	□申請は不要です。該当者には、事前に通知します。 令和2年5月1日現在で鯖江市に住民票がある障がい者の人に支給します。 対象 ・身体障害者手帳 1、2、3級 ・療育手帳 A1、A2、B1 ・精神障害者手帳 1、2級のうち自立支援医療該当者 ※上記のうち、在宅の重複障がい者に対しては、1万円を加算します。	社会福祉課 <b>☎</b> 53-2217		
	家賃の支払いが 困難な人	住居確保給付金 (国・市事業)	■申請が必要で 離職や休業に。相当額を市から 対象 離職、別 支給額の目安	自立促進支援センター			
貸 付 等	学資の支払いが 困難な人	奨学生を追加募集 (市事業)	■申請が必要です。 高校、高等専門学校、専修学校、短大、大学、大学院に在学する生徒または学生を対象にした無利子の奨学資金貸与制度です。貸与額は、在学先により異なります。 対象 市内在住者の子弟で、人物・学業ともに優れた人 申請期間 5月11日(月)~6月5日(金) ※ほかの奨学資金との併用も可能です。(現在、鯖江市奨学資金を貸与している人を除く)				
猶予	市税などの納付が 困難な人	公共料金徴収の 猶予	■申請が必要です。 事業等の収入が減少し、公共料金の納付が困難な場合に申請を行えば、最長1年間の徴収猶予を受けられます。 ※猶予期間中は、延滞金が免除されます。担保の提供は必要ありません。猶予期間はそれぞれ異なります。 対象となる市税等 市税(個人市民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税など)、介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料、上下水道料金、市営住宅使用料、奨学資金 ※令和2年2月1日~令和3年1月31日までの間に納期限を迎えるもの 対象 令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少し、一時的に納税等を行うことが困難である人 申請期限 それぞれの納期限までに申請を行ってください。(すでに納期限を迎えているものについてはご相談ください。)				
その他	小・中学校に通う 児童の保護者	臨時休校の再延長	市内小中学校においては、当面の間、臨時休校を継続します。なお、学校再開については、少なくとも1週間前には保護者に連絡します。  入学式 5月23日(土)に規模を縮小して実施します。  登校日 5月18日(月)から、週1回程度分散した形で臨時登校日を設けます。  ※詳細については、学校からの連絡メールでお知らせします。今後の状況に応じて変更する場合があります。				
	お店の料理を自宅で	プレミアム付 テイクアウト	ています。はた <b>販売品</b> 3,0	ホームページに掲載されているテイクアウト・デリバリー店舗で利用できるプレミアム付チケットを販売しいます。はがきでお申し込みください。※ web 申込分は、完売しました。 <b>売 品</b> 3,000 円分チケット(500 円券×6 枚) ※ 1,000 円分お得です。 <b>売価格</b> 2,000 円(1人2冊まで) <b>対象者</b> どなたでも購入可能ですが、チケット受取先が市内の人に限ります。			

**販売数** 500 冊 **使用期限** 7月31日(金) **申込締切** 5月14日(木)消印有効 ※申込多数の場合は抽選

申込方法 申込者、受取者(申込者と同一の場合は不要)の住所、氏名、連絡先、購入冊数をご記入の上、お申し込みください。 〒 916-8666 鯖江市西山町 13-1 さばえプレミアム付テイクアウト券発行事業実行委員会





※下記に記載されていない<u>国の支援策</u>については、経済産業省ホームページの特設ページを確認してください。



各種事業は、申請が必要です。詳しい内容や申請方法などは、市または県ホームページで確認してください。 ※5月7日時点の情報です。最新の情報は、各ホームページで確認してください。

経済産業省 新型コロナウイルス

金索

	対象者	名称	支援内容	詳細	問合先
給付金	市内すべての中小企業・個人事業主(※) ※令和2年4月27日現在、市内で事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思のある市内中小企業・個人事業者。ただし、農業は、農業法人、認定農業者、任意の集落営農組合等(市地域農業マスタープラン(人・農地プラン)に位置付けられた者等)に限る。	鯖江のがんばる事業者 応援給付金 (市事業)	法人 <b>10</b> 万円 個人事業者 <b>5</b> 万円	市内中小企業・個人事業主に対し、申請に基づき給付します。売上げの増減、休業の有無等は問いません。 申請方法 郵送またはオンライン申請 ※原則、窓口での受付は行いません。 申請締切 令和2年7月31日(金) ※事業詳細と申請書は、市ホームページに掲載しています。 また、申請書は各地区公民館にも配置しています。 給付時期 申請受理後、2~3週間程度 (5月14日支給開始。その後は、毎週月・木曜日に給付します。)	商工政策課 ☎ 53-2231
	要請に応じて休業等を 行った事業者	中小企業休業等 要請協力金 <sup>(県事業)</sup>	【完全休業】 中小企業等 50 万円 個人事業主 20 万円 【営業時間短縮】 中小企業等 25 万円 個人事業主 10 万円	県からの要請に基づき、休業または営業時間の短縮に応じていただいた中小企業等に対して、協力金を給付します。 ※詳しくは、県ホームページ「中小企業休業等要請協力金」で検索。 (休業)遊興施設、学習塾、運動・遊戯施設、劇場、集会・展示施設など (営業時間短縮)食事提供施設 申込締切 令和2年5月27日(水)	県緊急事態措置 コールセンター ☎ 0776-20-0766
	売上が前年同月比で 半減した事業者	持続化給付金 <sup>(国事業)</sup>	法人 上限 <b>200</b> 万円 個人事業者 上限 <b>100</b> 万円	売上が、前年同月比で50%以上減少した事業者に対して 給付します。 対象 資本金10億円以上の大企業を除く、中堅企業、中 小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事 業者、会社以外の法人(医療法人、農業法人、NPO 法人、社会福祉法人など)	中小企業融資・ 給付金相談窓口 <b>☎</b> 0570-783183
	福井県経営安定資金(融資) を利用する市内中小企業	中小企業 緊急経営安定対策 利子補給制度 (市事業)	<sub>支払った利子の</sub> <b>全額</b> (3年間)	対象 ※次のすべてに該当する企業を対象とします。 ① 市内に主たる事業所を有する中小企業者であること ② 福井県経営安定資金(新型コロナウイルス対策分の 融資を令和 2 年 6 月 30 日までに実行していること) ③ 契約に基づき遅滞なく資金の返済を行っていること ④ 市税に滞納がないこと ※申請・請求様式は、市ホームページに掲載しています。	商工政策課 ☎ 53-2229
補助金	雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に依頼する市内事業者	雇用調整助成金 申請等手数料補助金 (市事業)	1 社あたり 上限 10 万円 (補助率 1/2 以内) (従業員 10 人未満の 事業所は 10/10)	市内の中小企業等が、雇用調整助成金等の手続きを行う際の社会保険労務士への謝礼に対して補助します。 対象経費 報償費(社会保険労務士の謝金のみ)	商工政策課
	予定していた展示会等に 参加できなくなった企業	新型コロナウイルス 感染症の影響に伴う 地場産品販売 応援事業補助金 (市事業)	1 社あたり 上限 <b>30</b> 万円 (補助率 3/4 以内)	新型コロナウイルス感染拡大により、販売機会の縮小を余儀なくされた市内企業の商談会・展示会の開催や自社のECサイト構築に対して補助します。 対象 市内で製造加工された地場産品を扱う市内中小企業(製造業、機械器具卸売業、その他の什器卸売業に限る) 対象経費 報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料および賃借料、負担金	商工政策課 <b>☎</b> 53-2231
	新しい販売促進等の 取り組みを行う企業	小売・サービス 業者等による事業 強化緊急支援補助金 (県事業)	1 社あたり 上限 <b>30</b> 万円 (補助率 3/4 以内)	小売・サービス事業者等が、新型コロナウィルスの影響による売上減などでの厳しい状況を乗り越える販売促進等の取り組みを支援します。 対象 売り上げが減少している中小・小規模事業者、個人事業主またはそれらで構成される団体(県内の小売業・飲食業・宿泊業・旅行業・サービス業に限る) ※制度の詳細が決定次第、県ホームページに掲載します。	県産業政策課商業・サービス業グループ 25 0776-20-0369
	新しくテイクアウト・ デリバリーに参入する企業	テイクアウト・ デリバリー 参入促進事業 (県事業)	1 社あたり 上限 <b>10</b> 万円 (補助率 1/2 以内)	飲食店や旅館・民宿等を営む小規模事業者 (※) が、新しくテイクアウト販売やデリバリーを始めるための費用を支援します。※常時雇用する従業員数が飲食業は5人以下、宿泊業は20人以下 対象経費 メニュー表・チラシ作成費用、包装容器等のデザイン費用、ホームページ作成費用、運搬容器の購入費用等 ※詳しくは、県商工会連合会ホームページ「テイクアウト・デリバリー参入促進事業」で検索。	鯖江商工会議所 ☎ 51-2800

## 「個人情報」「通帳、キャッシュカード」「暗証番号」の詐取にご注意ください!

「特別定額給付金」に関する連絡を装う詐欺の増加が見込まれます。

- ・市や総務省などが現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・市や総務省などが「特別定額給付金」の給付のために、手数料の振込みを求めることは、絶対にありません。 現時点で、市や総務省などが、住民の皆様の世帯構成や、銀行口座の番号などの個人情報を電話やメール等でお 問い合わせすることはありません。「怪しいな?」と思ったら、下記にご相談ください。

鯖江市消費者センター☎ 53-2204 給付金関連消費者ホットライン☎ 0120-213-188

### 緊急事態宣言の期間が延長されました

国の緊急事態宣言が 5 月 31 日まで延長されました。新型コロナウイルス感染症拡大の早期終息に向けて、引き続き不要不急の外出を控えるなど、市民の皆さんのご協力をよろしくお願いします。

新型コロナウイルス感染症に関連して

感染者・濃厚接触者・医療従事者等に対しての

#### 誤解や偏見に基づく差別は許されません。

不当な差別や偏見をなくしましょう。

一人一人がお互いを思いやる気持ちをもって、 人権に配慮した冷静な行動をすることが何より大事です。 ご理解とご協力をお願いします。

みんなの人権 110 番(全国共通人権相談ダイヤル) 専用電話: 0570-003-110 平日 午前 8 時 30 分〜午後 5 時 15 分